

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2025/07/07 号 (No.642)

=====

○ 法律・法規等

1. 国家市場監督管理総局、「非水平型事業者結合審査ガイドライン」の意見募集を開始(国家市場監督管理総局公式サイト 2025年6月27日)
2. 「反不正競争法」が3度目の改正 混同行為規制を大幅強化(中国法院網 2025年6月27日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局、全国 77 カ所の知財保護センターが地方の高品質成長を後押し(中国保護知識産権網 2025年6月30日)
2. 国家市場監督管理総局、外国 GI 保護と違反企業支援を両立した典型事例を公表(国家市場監督管理総局公式サイト 2025年6月30日)
3. 中国とカザフスタン、知的財産協力で覚書締結(国家知識産権網 2025年6月28日)
4. 中国・中央アジア知的財産権長官会合に申長雨局長が出席(国家知識産権網 2025年6月28日)
5. AI 活用で知的財産サービス革新 国家知識産権局が新たな応用シナリオ構築を通知(国家知識産権網 2025年6月27日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 京津冀、市場監督の連携強化 統一的な法執行で全国モデルを構築(中国政府網 2025年6月29日)
2. 北京市知識産権局、JETRO 北京事務所と知財協力強化で意見交換(国家知識産権網 2025年7月1日)

【華東地域】

3. 浙江省、越境 EC 企業向けに TRO 対策・知財コンプライアンス研修を実施(国家知識産権網 2025年7月1日)
4. 上海、2025 年版の営業秘密保護ガイドブックを発表(国家市場監督管理総局公式サイト 2025年6月30日)
5. 江蘇省知識産権局、外資系企業向けの知財保護支援活動を実施(国家知識産権網 2025年6月27日)

○ 司法関連の動き

1. 通信特許を巡る国際攻防、大唐移動とサムスンの争いに終止符(中国知識産権资讯网 2025年7月2日)

2. 人気キャラクター「LABUBU」の偽造事件、主犯に4年の実刑判決(中国保護知識産権網 2025年6月30日)
3. 貴州省裁判所、デジタル経済分野の知財保護を強化(中国法院網 2025年6月29日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 「Labubu」人気の裏で模倣品横行 中国当局が知財保護を強化(中国知識産権資訊網 2025年7月2日)

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

1. シュナイダーエレクトリックが北京・亦荘に技術現地化イノベーション拠点を設立(北京市政府公式サイト 2025年7月4日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 中国冷蔵産業が国際展開を加速 知的財産が競争力の原動力に(中国知識産権資訊網 2025年7月1日)
2. 中国、技術型・イノベーション型中小企業を累計60万社以上育成(工業情報化部公式サイト 2025年6月27日)

○ 統計関連

1. 中国国内の有効特許が497万件に 審査制度と保護体制を強化 (中国政府網 2025年6月27日)

● ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 国家市場監督管理総局、「非水平型事業者結合審査ガイドライン」の意見募集を開始★★★

中国国家市場監督管理総局（SAMR）はこのほど、公正な競争制度の整備を推進し、事業者結合審査規則の一層の健全化を図るとともに、審査作業の透明性と予見可能性を高めるため、「非水平型事業者結合審査ガイドライン（意見募集稿）」を公表した。既に公布済みの「水平型事業者結合審査ガイドライン」に基づき、非水平型事業者結合に焦点を当て、このガイドラインを取りまとめ、現在広く社会からの意見を募っている。

本ガイドラインは条文と事例を組み合わせた方式を採用している。全文は9章82条で構成され、31の事例が設置されている。重要な概念や条項に対する説明を提供し、事業主体の理解を促すとともに、ガイドラインの実践性と可読性を高めている。意見提出の締切は2025年7月16日である。

意見提出は以下の方法で行うことができる。

▽国家市場監督管理総局の公式サイト (<http://www.samr.gov.cn>) からオンラインで提出

▽電子メール jyzjz@samr.gov.cn

▽書簡 北京市海淀区馬甸東路 9 号 国家市場監督管理総局 独占禁止法執行二司 郵便番号 100088

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2025 年 6 月 27 日)

https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2025/art_67923847f1e54bb3bc5dd5a90c37022b.html

★★★2. 「反不正競争法」が 3 度目の改正 混同行為規制を大幅強化★★★

6 月 27 日、中国第 14 期全国人民代表大会常務委員会第 16 回会議において、新たに改正された「反不正競争法」が可決された。新法は 10 月 15 日より施行される予定である。

同法は 1993 年の施行以来、2017 年と 2019 年に続き、今回で 3 度目の改正となる。改正後の条文数は従来の 33 条から 41 条へと増加し、構成は「総則」「不正競争行為」「不正競争行為の疑いに関する調査」「法的責任」「附則」の五章で構成されている。

今回の改正では、特に市場での混乱を招く「混同行為」への規制強化が注目される。主な改正ポイントは以下の通りである。

第一に、他社の一定の影響力を持つ「新メディアアカウント名」「アプリケーション名」「アイコン」の無断使用を明確に混同行為と規定した。

第二に、商標法との整合を図り、他社の登録商標や未登録の著名商標を企業名称に無断使用し、自社の商品が他社と関係があるかのように誤認させる行為が混同行為に位置付けられた。

第三に、検索キーワードの不正利用を規制対象に追加し、他社の商品名、企業名（略称や商号を含む）、登録商標、未登録の有名商標などをキーワードに設定し、消費者に誤認を与える行為を混同行為として明記した。

第四に、他者の混同行為を幫助する行為を明確に禁止する規定も新たに盛り込まれた。

(出典：中国法院網 2025 年 6 月 27 日)

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2025/06/id/8884052.shtml>

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局、全国 77 カ所の知財保護センターが地方の高品質成長を後押し★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は 6 月 27 日の定例記者会見で、全国 29 の省・自治区・直轄市に設置された 77 カ所の国家級知的財産保護センターが、知財の迅速な審査・権利化・保護を一体的に提供する「ワンストップ型」支援拠点として、地方の高品質な経済発展に貢献していると発表した。

これらのセンターは、全国の国家ハイテク産業開発区の約 8 割、18 の「1 兆元級」産業集積区、173 の「1000 億元級」産業集積区をカバーし、計 17 万 2000 の登録主体にサービスを提供している。主な成果としては、①高価値特許の戦略的な取得支援によるイノベーション保護、②紛争解決の迅速化によるビジネス環境の最適化、③企業の海外展開を支える越境知財保護支援の強化が挙げられた。

CNIPA の報道官は、今後も保護センターの「高水準での整備と高品質な運営」を推進し、迅速かつ連携的な知財保護体制の構築を通じて、経済の持続的な高度成長を支えていく方針を強調した。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 6 月 30 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202506/1992208.html>

★★★2. 国家市場監督管理総局、外国 GI 保護と違反企業支援を両立した典型事例を公表★★★

中国国家市場監督管理総局はこのほど、「サービス型法執行」の取り組みの一環として、4 件の典型的な事例を公表した。その中には、青島市で発生した「CHAMPAGNE」の地理的表示 (GI) に関する商標侵害事件が含まれ、外国商標の迅速な保護と地元企業のブランド育成支援を両立させた優良事例として紹介された。

昨年 3 月、青島市市場監管局はフランス・シャンパーニュ委員会からの通報を受け、地元のワインメーカーに立ち入り調査を実施した。団体商標「CHAMPAGNE」の名称を無断で商品に表示していた事実が確認され、同局は行政処分を行った。

注目すべきは、処分後のフォローアップである。当局は違反企業を訪問し、法令や知的財産政策の説明を行うとともに、合法的なブランド運用について具体的な助言を提供した。その結果、当該企業はすでに 5 件の商標を出願し、自主ブランド構築の取り組みを本格化させている。

本件は、通報から 24 時間以内に調査・証拠保全・押収を完了する迅速対応に加え、外国の地理的表示の保護と違反企業への教育的対応を組み合わせ「サービス型法執行」の先進事例と評価されている。統合的な知財ガバナンスのモデルケースとして、今後の全国展開も視野に入れられている。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2025 年 6 月 30 日)

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2025/art_c1adc6206f7647bbb601375c2b6e265c.html

★★★3. 中国とカザフスタン、知的財産協力で覚書締結★★★

先日開催された第 2 回中国・中央アジアサミットの期間中、中国の習近平国家主席とカザフスタンのトカエフ大統領の立ち会いのもと、中国国家知識産権局 (CNIPA) とカザフスタン司法省は、知的財産分野における協力に関する覚書 (MOU) を交換した。

本覚書により、両国は知的財産権分野での連携を一層強化し、技術革新と知的財産権保護を通じて、双方の持続的な発展を促進することを目指す。今回の合意は、第 2 回中国・中央アジアサミットの成果の一つとして公式に位置づけられており、両地域間の協力関係をさらに深化させるための重要な一歩となった。

(出典：国家知識産権網 2025 年 6 月 28 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/6/28/art_53_200362.html

★★★4. 中国・中央アジア知的財産権長官会合に申長雨局長が出席★★★

6 月 17 日、第 2 回中国・中央アジア知的財産権長官会合がカザフスタンのアスタナで開催され、中国国家知識産権局 (CNIPA) の申長雨局長が代表団を率いて出席した。

会合では、過去2年間の協力成果を振り返るとともに、今後の連携強化に関する意見交換が行われた。採択された共同声明には、法律・戦略的計画、ビジネス環境の改善、能力構築、デジタル化協力推進の四つを優先的な協力分野とする旨が盛り込まれている。

申局長は、中国側は経験共有を通じて協力を深化させ、両地域の運命共同体構築に知的財産権の力を役立てたいと述べた。

会合期間中、CNIPA 代表団はカザフスタン司法省主催の知的財産交流会にも参加した。申局長はイェルラン・サルセンバエフ司法大臣と会談を行い、今後の協力強化について意見を交わした。

(出典：国家知識産権網 2025年6月28日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/6/28/art_53_200363.html

★★★5. AI活用で知的財産サービス革新 国家知識産権局が新たな応用シナリオ構築を通知★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）はこのほど、人工知能（AI）技術を知的財産情報公共サービス分野で活用し、データ要素としての知的財産の価値を最大限に引き出すため、「『AI+』知的財産情報公共サービス応用シナリオ構築の実施に関する通知」を発表した。AI技術を知財の創造、運用、保護、管理、サービスに全面的に組み込み、公共サービスのデジタル・インテリジェント化水準を全面的に向上させることが狙いである。

通知では6つの重点任務を明記した。(1) 高価値特許の育成 (2) イノベーション支援 (3) 知的財産転化促進 (4) 権利保護への支援 (5) 管理効率最適化 (6) データセキュリティ保障—が柱となる。具体的には、AI補助による特許ポートフォリオ分析、商標画像の類似照合、侵害モニタリングと早期警戒、技術ニーズのマッチング、企業技術プロファイルの構築など幅広い応用を想定する。

CNIPAは「技術—資源—シナリオ—製品」が有機的に連動する公共サービスモデルを構築し、新質生産力の形成を後押しする方針である。各省級知識産権局には地域の実情に合わせた応用シナリオ案の提出と優良事例の共有、知財公共サービスの質の向上を図るよう求めている。

(出典：国家知識産権網 2025年6月27日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/6/27/art_75_200359.html

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 京津冀、市場監督の連携強化 統一的な法執行で全国モデルを構築★★★

近年、京津冀地域（北京、天津、河北）の市場監督部門は、メカニズムの革新と資源の統合を通じて、協調的な発展を積極的に推進してきた。特に、ビジネス環境の最適化を京津冀の協調発展と全国統一市場の構築に向けた重要な取り組みと位置付け、企業登記制度改革等重点分野で新たな進展を遂げている。

法執行の協力分野においては、京津冀の市場監督部門が法執行の規範化・標準化を進めている。その一環として、知的財産とネット取引という二つの注目分野において、初の共同「法執行ガイドライン」を発表した。

このうち「知的財産行政法執行ガイドライン」は、商標権侵害や特許詐称行為の取り締まりに焦点を当て、権利者と消費者の利益保護を強化する内容となっている。「ネット取引行政法執行ガイドライン」は、抽象的な条文を具体的な検査ポイントに変換し、従来の法執行で課題だった「何を検査するか、どう検査するか、どう評価するか」という問題を解決した。

これらのガイドラインは、法執行担当者に「標準化ツールキット」を提供し、地域間をまたぐ同類事案に対する基準と要件の統一を実現した。また、この取り組みは全国統一市場の構築に向けた「京津冀モデル」として、高い評価を受けている。

(出典：中国政府網 2025 年 6 月 29 日)

https://www.gov.cn/lianbo/difang/202506/content_7029898.htm

★★★2. 北京市知識産権局、JETRO 北京事務所と知財協力強化で意見交換★★★

6 月 24 日、日本貿易振興機構（JETRO）北京事務所の知的財産部長・岡山太一郎氏らが北京市知識産権局を訪れ、孟波局長と会談した。会談には市知識産権局の関連部署の担当者も同席した。

孟局長は岡山部長ら一行を歓迎し、北京の知的財産権の基本状況および日中間におけるこれまでの知財交流の取り組みについて説明した。また、人工知能やデータに関連する知的財産権の保護について、今後も協力して新たな取り組みを模索し、両国民のより良い暮らしの実現に寄与していきたいと述べた。

これに対し、岡山部長は、北京市知識産権局とのさらなる連携強化への期待を表明した。会談において、今後の知的財産分野における具体的な協力可能性について、双方で意見交換が行われた。

(出典：国家知識産権網 2025 年 7 月 1 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/7/1/art_57_200387.html

【華東地域】

★★★3. 浙江省、越境 EC 企業向けに TRO 対策・知財コンプライアンス研修を実施★★★

6 月 24 日、浙江省知的財産権保護センターは、eWTP 海外訴訟・紛争解決プラットフォームと共同で、「越境 EC 分野における TRO（仮処分命令）対応の高度化とコンプライアンス強化」をテーマとする実務研修を開催した。越境 EC 企業の関係者や知財専門家など約 100 人が参加した。

研修では、2020 年から 2025 年にかけての TRO 事案数の推移を出発点とし、今年に活発化が予想される越境 TRO の最新動向や、侵害類型・TRO の特性について解説が行われた。あわせて、主要な越境 EC プラットフォームの知財規則や代表的な TRO 事例を分析し、企業が直面する法的・運営上のリスクへの具体的な対応策が紹介された。

参加者からは、専門家による講義や事例分析を通じて TRO の全体像を把握でき、実務上のリスク対応力が高まったとの声が上がった。

浙江省知的財産権保護センターは今後も、TRO 対策や知財戦略の構築、内販転換時の対応といったニーズに対応する専門サービスを強化し、越境 EC 産業の質の高い発展を支援していく方針である。

(出典：国家知識産権網 2025 年 7 月 1 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/7/1/art_57_200391.html

★★★4. 上海、2025年版の営業秘密保護ガイドブックを発表★★★

6月26日、上海市市場監督管理局執法総隊は、2025年度営業秘密保護セミナーを開催し、AI時代における営業秘密保護をめぐる課題について議論と情報交換を行った。会場では、同局執法総隊が複数の関係機関と連携して編纂した「2025年版営業秘密保護ガイドブック」が発表された。今回のガイドブックは、バイオ医薬、オンラインゲーム、人工知能といった注目分野に焦点を当て、企業が取り扱う中核データの保護策を具体的に提示している。

最新版では、最新の法令改正に関する解説に加え、営業秘密保護に関する判例の紹介も盛り込まれている。執法総隊によれば、近年の営業秘密侵害事案は技術的に複雑化し、行為態様も多様化しており、加えて内部者による流出が多発しているという。ガイドブックでは、事前段階での管理強化を重視し、企業の先進的な取組事例を整理したうえで、プラットフォーム管理、ネットワーク管理、人的管理などの具体策を提示し、制度面・運用面の両面から支援を図っている。

今後、同局は公安・検察・司法などの関連機関と協力を強化し、速やかな移送と処理を徹底し、行政執行と刑事司法の「シームレスな連携」により実効的な保護体制の構築を目指すとしている。

(出典：国家市場監督総局公式サイト 2025年6月30日)

https://www.samr.gov.cn/xw/df/art/2025/art_c8d3782e47454711bea49bfb2cc52500.html

★★★5. 江蘇省知識産権局、外資系企業向けの知財保護支援活動を実施★★★

江蘇省知識産権局は、江蘇省貿易促進会や中国欧州商会南京分会などと連携し、外資系企業向けの知的財産保護支援活動を実施した。専門チームが企業を訪問し、特許侵害紛争の処理、営業秘密の保護強化、重要商標保護名簿の整備、重点製品の知財戦略構築などをテーマに意見交換を行い、現場の課題に対して「対面型」の対応を進めた。

また、特許紛争の行政裁決制度、特許無効審判と権利確定手続の協同審理などの制度を紹介し、複数の知的財産を組み合わせた「立体的保護ネットワーク」の活用を提案した。外資系企業側からは、中国の知財制度に対する理解が深まり、実務上の支援につながったとの評価が寄せられている。

省知識産権局は、今後も訪問活動を推進し、知財制度の周知や運用の高度化を通じて、知財の創出・活用・保護・管理・サービスの全プロセスを支える施策を強化していく方針を示している。

(出典：国家知識産権網 2025年6月27日)

http://www.cnipa.gov.cn/art/2025/6/27/art_57_200325.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 通信特許を巡る国際攻防、大唐移動とサムスンの争いに終止符★★★

通信技術が4Gから5G、さらには6Gへと進化する中で、コア技術を巡る特許争いが激化している。中国国家知識産権局がこのほど公表した「2024年度特許無効審判十大大事案」の中で、中国の大唐移動（ダタン・モバイル）と韓国・サムスン電子との間で争われた標準必須特許（SEP）の無効審判

が注目を集めた。大唐移動が保有する「キャリアアグリゲーションにおけるフィードバック方法」特許（特許番号 ZL201210137097.1）は、クレーム修正を経て、権利の有効が維持された。

紛争の発端は 2020 年に遡る。両社は SEP ライセンス交渉で合意に至らず、大唐移動は 2023 年、中国とドイツでサムスンの特許侵害で提訴。一方のサムスンも、中国と米国で特許無効請求を行い、特許の根幹を揺るがす戦略に出た。

大唐移動はこれに対して権利範囲の補正を行い、4.5G 通信環境における技術的課題の解決策としての進歩性を主張した。審判部は最終的に「本技術は 4.5G シナリオにおいて、従来技術では対応できなかった課題を効果的に解決し、顕著な進歩性がある」と判断し、特許維持の決定を下した。

この判断は国際訴訟にも影響を及ぼした。2024 年 4 月、ドイツの裁判所はサムスンによる特許侵害を認定し、差止め命令と損害賠償を命じた。これを契機に、両社は数カ月後に全世界での和解に至り、一連の係争は終結した。専門家は、本件が通信分野における次世代 SEP の進歩性判断に実務的指針を示すものであり、中国の特許行政保護制度が国際的な技術競争において重要な役割を果たしていることを明らかにしたと評価している。

(出典：中国知識産権资讯网 2025 年 7 月 2 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=142921

★★★2. 人気キャラクター「LABUBU」の偽造事件、主犯に 4 年の実刑判決★★★

中国発のアートブランド「POPMART（ポップマート）」が展開するキャラクター「LABUBU」の偽造品をライブ配信で販売していたとして、北京市朝陽区人民法院（地裁）はこのほど、製造および販売に関与した 8 人に対し、有期懲役および罰金の判決を言い渡した。被告らは著作権法違反および侵害複製品の販売罪に問われ、うち主犯が懲役 4 年の実刑が科された。事件による総被害額は 100 万円を超える。

「LABUBU」は、その独特な「魔性の可愛さ」で若年層を中心に世界的な人気を博している。この人気に便乗した被告らは、正規品と見分けがつかないほど酷似した模造品を製造し、インターネットのライブ配信プラットフォーム上で「ばら売り品」や「規格外品」などの言葉で正規品を装い、高度な話術で多くの消費者を欺いていた。

朝陽区検察院は、商標権と著作権の両方を侵害したと判断し、犯罪の性質と侵害状況を精査した。最終的に、販売側 3 人に対しては「権利侵害複製品販売罪」、製造側 2 人には「著作権侵害罪」で起訴し、他 2 人は不起訴とした。裁判所は、販売側 3 人に懲役 2 年 7 か月～2 年 10 か月、製造側 2 人に懲役 3 年 6 か月～4 年の実刑と罰金を言い渡した。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 6 月 30 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/jcjc/dfjcjg/202506/1992214.html>

★★★3. 貴州省裁判所、デジタル経済分野の知財保護を強化★★★

貴州省高級人民法院（高裁）はこのほど、同省におけるデジタル経済分野の知的財産関連事件の審

理に関する状況を報告した。2024 年以降、同省の裁判所が受理したデジタル経済分野の知的財産関連民事事件は 4463 件、審理を終えたのは 3669 件で、結審事件の訴訟額は 4 億 3000 万元に上る。

近年、貴州省の裁判所は知的財産裁判システムの整備を進め、貴陽知的財産法廷を設立した。さらに 23 カ所の知的財産司法保護連絡拠点を設置し、経済分野における知的財産保護の司法ニーズにきめ細かく対応している。

同時に、デジタル裁判の作業メカニズムの改善にも力を入れ、電子情報やコンピューターなどの分野の技術専門家 89 人を技術調査官やアドバイザーとして任命した。「裁判官＋技術調査官＋技術アドバイザー」からなる多元的な技術事実究明メカニズムを構築し、技術的事実認定の中立性・客観性・科学性の向上を図っている。

さらに、省高級法院は省ビッグデータ発展管理局などと「データ知的財産権戦略協力深化に関する枠組み協定」を締結した。省知識産権局と共同でデータ知的財産権司法保護実践基地を設立し、データ知的財産権の理論研究、制度構築、ルール整備、専門技術サポートなどの分野での協力を推進している。

(出典：中国法院網 2025 年 6 月 29 日)

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2025/06/id/8884181.shtml>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 「Labubu」人気の裏で模倣品横行 中国当局が知財保護を強化★★★

中国のアートブランド「POPMART (ポップマート)」が展開するキャラクター「LABUBU (ラブブ)」が世界的な人気を集める中、粗悪な模倣品がライブコマースや越境 EC プラットフォームで横行し、虚偽申告による海外流出も相次いでいる。知的財産権侵害の問題は、かつてない深刻さを増している。

この事態に対処すべく、市場監督当局、司法機関、税関が連携し、取締りを強化している。各地の市場監督部門は模倣品の製造・販売に対する特別取締りを実施し、違法業者の摘発を相次いで行っている。税関では出国手荷物検査や貨物輸送の過程において大量の模倣 Labubu 製品を押収し、海外流通の遮断に成果を上げている。

司法機関も典型事例の公表を通じて社会的警鐘を鳴らす一方、悪質性の高い侵害行為には刑事責任を問うなど、法の厳正な適用を進めている。これらの措置により、模倣品の拡大には一定の歯止めがかかり、アート Toy 産業の健全な発展に寄与している。

専門家は、アート Toy 分野における知財侵害問題が、著作権、商標権、意匠権、不正競争防止といった複数の法領域にまたがる複雑な構造を持つことを指摘する。さらに、AI 技術の進展により新たな侵害手法が生まれており、企業にはこれに対応する包括的な知財保護体制の構築が求められている。

ポップマート社の成功とその知財保護の取り組みは、中国のクリエイティブ産業において知的財産が持つ戦略的意義を改めて浮き彫りにしている。

(出典：中国知識産権资讯网 2025 年 7 月 2 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=142924

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

★★★1. シュナイダーエレクトリックが北京・亦荘に技術現地化イノベーション拠点を設立★★★

7月2日、エネルギーマネジメントおよび産業オートメーション分野の世界的リーダーであるシュナイダーエレクトリックと、中国のサイバーセキュリティ大手・奇安信グループが、戦略的協力協定を締結した。これに合わせて、シュナイダーエレクトリック（中国）技術現地化イノベーションセンターが北京市・亦荘に開設され、スマート製造分野における多国籍企業の現地化イノベーション拠点の新たなモデルケースとなった。

両社が共同で立ち上げたこのイノベーションセンターは、「本土適合」「安全・コンプライアンス」「エコシステム連携」の3つの方向性を掲げ、国産の基盤ソフトウェア・ハードウェアに対応した深度適合サービスを提供する。情報技術の共創とエコシステム連携を軸に、中国のデジタル経済の急速な発展ニーズに応える狙いだ。

今回の提携により、両社はネットワークセキュリティサービス、共同イノベーション、産業関連標準・規範の構築、エコシステム強化などの分野で、連携をさらに深化させる方針を示した。

(出典：北京市政府公式サイト 2025 年 7 月 4 日)

https://www.beijing.gov.cn/ywdt/gzdt/202507/t20250704_4141281.html

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 中国冷菓産業が国際展開を加速 知的財産が競争力の原動力に★★★

盛夏を迎え、中国の冷菓市場が活況を呈している。国産ブランドは革新的なデザインや技術を武器に市場のトレンドを牽引しており、知的財産がその重要な支えとなっている。

遼寧省の徳氏集団は、研究開発への投資を増やし、多様な冷菓製品を展開している。同社の市場シェアは東北地域で 28%に達し、130 件以上の有効特許を保有している。さらに、国際特許協力条約（PCT）を通じて 2 件の国際特許出願を行い、450 件以上の登録商標を取得するなど、ブランドの地位を強固にしている。

老舗ブランドの「馬迭爾（モデルン）」は IP コラボや文化クリエイティブとの連携で、伝統文化を現代のトレンドに融合している。一方、新興ブランド「氷衙門」は、広東省のライチ地理的表示（GI）商品を活用した冷菓を開発した。広東省にはライチに関連する 18 件の GI 商標があり、これらの資源がブランド価値向上に寄与している。

国際市場では、内モンゴル企業、伊利グループの冷菓製品は、すでに世界 16 カ国・地域に進出している。5100 件以上の有効特許と 2 万件以上の登録商標からなるグローバルな知的財産ポートフォリオが競争優位を生み出し、中国冷菓ブランドの世界進出を強力に後押ししている。

中国の冷菓業界が研究開発、文化発信、国際展開で成し遂げた成果は、知的財産の重要性を改めて浮き彫りにした。

(出典：中国知識産権资讯网 2025 年 7 月 1 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=142900

★★★2. 中国、技術型・イノベーション型中小企業を累計 60 万社以上育成★★★

第 20 回中国国際中小企業博覧会が 6 月 27 日、広東省広州市で開幕した。開幕式では、工業・情報化部の李楽成部長が演説を行い、「中国の中小企業は急速に成長しており、総合力やコア競争力、雇用の維持と民生への貢献能力が持続的に向上している。質・量ともに高まりを見せる発展傾向にある」と述べた。

李部長によれば、2023 年末時点で中国の中小企業数は 6000 万社を超え、そのうち年商 2000 万元超の工業中小企業による売上高は 81 兆元（1 元は約 20.2 円）に達している。また、技術型・イノベーション型中小企業は 60 万社を超え、「専精特新（専門化・精密化・特徴化・新規性）」中小企業として 14 万社以上が育成されている。さらに、成長性と革新性に優れた「小巨人」企業はすでに 1 万 4600 社にのぼり、これらの企業はイノベーションの中核を担い、産業チェーンやサプライチェーンの強靱性と安全性の強化において極めて重要な役割を果たしている。

李部長はさらに、「中小企業が公正に競争できる環境の整備に向けて、制度的障壁の撤廃、市場参入規則の整備、知的財産権の保護強化などの措置を講じていく」と述べた。そのうえで、「中小企業が本業に専念し、深掘り型の事業展開を進めるとともに、高度化・デジタル化・グリーン化・国際化を実現できるよう、政策環境を整備し、イノベーション能力とコア競争力の強化を支援する方針である」と強調した。

(出典：工業情報化部公式サイト 2025 年 6 月 27 日)

https://www.miit.gov.cn/xwfb/bldhd/art/2025/art_55ddca6c22be429e976beed07b9b0c06.html

○ 統計関連

★★★1. 中国国内の有効特許が 497 万件に 審査制度と保護体制を強化 ★★★

今年 5 月時点で、中国国内の有効特許件数は 497 万件に達した。中国のイノベーション主体が強い創造力を維持し、新質生産力の育成に向けた潜在力を備えていることが示されている。

中国国家知識産権局（CNIPA）は、現在、イノベーション主体の実際のニーズに対応するため、特許出願評価指標の最適化を進めるとともに、審査の質と効率の向上を目的として「ニーズ対応型審査」の仕組みを整備している。今年 1 月から 5 月の間に、CNIPA は 8 万 4000 件の優先審査、11 万 6000 件の迅速審査、9300 件余りの延期審査、13 回の集中審査を実施した。その結果、産業の中核的競争力を高める高価値特許が数多く認可された。

また、特許の質を高める取り組みとして、迅速かつ連携性の高い保護体制の整備や、きめ細かなサービス提供にも力を入れている。CNIPA は現在、全国 77 カ所の国家級知的財産保護センターを活用し、各種主体に対して「ワンストップ型」の知財保護サービスを提供している。今年 1～5 月の間に、保護センターの事前審査を通じて審査に進んだ 3 種類の特許出願は 10 万 9000 件に上り、前年同期比で 37.5%の増加を記録している。

(出典：中国政府網 2025 年 6 月 27 日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202506/content_7029757.htm

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 3 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます (※更新頻度は四半期に一度程度となります)。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確

性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved